

## 資本関係又は人的関係のある業者の同一入札への参加の制限について

鳴門市が発注する建設工事及び設計・調査・測量等業務において、公正な執行の観点から、資本関係又は人的関係ある複数の者が同一の一般競争入札へ参加することを制限します。

### 1. 資本関係・人的関係の基準

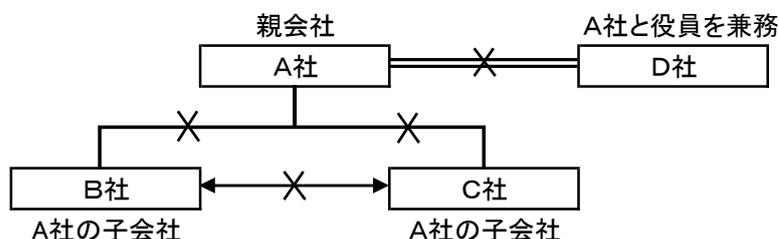
#### (ア) 資本関係

- ・ 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ・ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (イ) 人的関係

- ・ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ・ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下、「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ・ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### (ウ) 上記以外で入札の適正さが阻害されると認められる場合



AとB(C)、BとC、AとDが同一入札に参加した場合は、当該業者は無効とする。  
詳細については、以下の資本関係又は人的関係に関する基準を参照下さい。

### 2. 入札公告への記載

対象となる一般競争入札の入札公告の入札に参加する者に必要な資格に、「入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと」を記載します。

### 3. 確認方法

対象となる入札に参加しようとする者は、入札案件ごとに申告書を提出します。  
参加資格審査時において、申告書等にて判断します。なお、審査の際、関係資料の提出を求める場合があります。

### 4. 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する複数業者が入札に参加した際は、該当する全ての業者の入札を無効とする。  
ただし、開札までに該当業者の一社を除く全てが入札を辞退された場合は、辞退しない1者が行った入札は有効とする。

### 5. 適用時期

令和2年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。

## 資本関係・人的関係に関する基準

資本関係及び人的関係とは以下の基準のいずれかに該当する関係とする。

### (ア) 資本関係

- (1) 子会社等(会社法(平成17年度法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)と親会社等(親会社は同条第4号の2に規定する親会社等という。)の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### (イ) 人的関係

- (1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
なお、役員とは会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号のうち、次に掲げる者をいう。
  - ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - ④ 組合の理事
  - ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下、「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合